

令和5年11月8日

公共工事品質確保に関する議員連盟総会（第16回）

## 担い手確保に関するご提案

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会



## 担い手確保に関するご提案

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

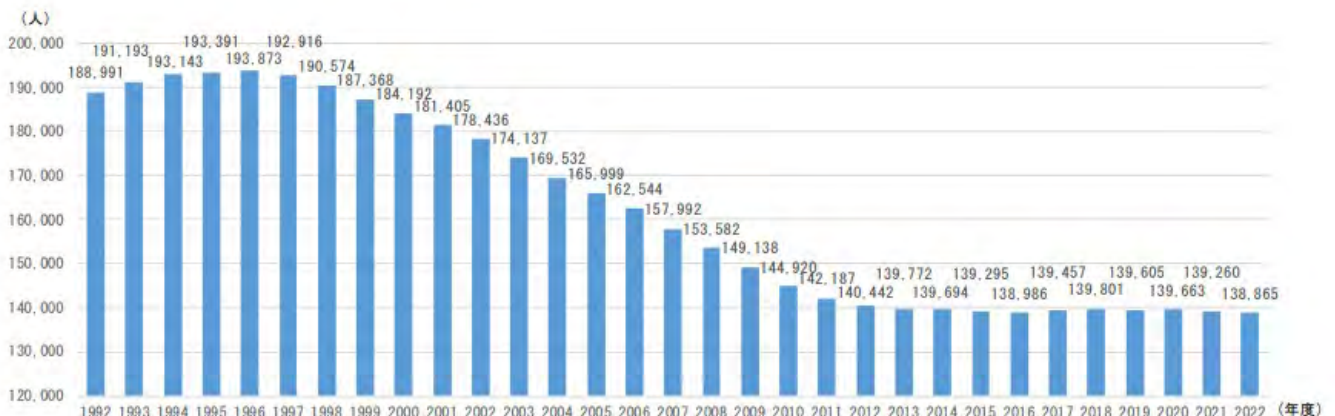
自然災害の激甚化・頻発化及び膨大な数量のインフラ老朽化が進む一方で、インハウスエンジニアの不足（図-1 参照）が進んでいることから、事業促進 PPP 方式業務や CM 方式業務等の「発注関係事務の全部又は一部を行うことができる」（品確法第二十一条）能力を有する技術者の確保が大きな問題となっております。（図-2 及び 3 参照）

これは今後のインフラプロジェクトのライフサイクルに関わる問題であり、事業プロセス全体（調査→計画→設計→施工・施工管理→維持管理・運営→除却）を俯瞰してマネジメントを行う能力を有する技術者を業界全体でどのように育成していくか、その能力をどのように評価していくかが重要な課題であると認識しております。

また、事業促進 PPP 方式業務や CM 方式業務等において求められるマネジメント能力は多岐にわたっており（表-1 及び 2 参照）、こうした能力を適切に評価する方法は確立されておられません。

そこで、次の取り組みを推進することを提案します。

- 1) 公共事業プロセス全体を俯瞰して事業マネジメントを適切に行う能力を有する技術者の確保・育成及び地位向上の取り組み（品確法への位置づけ）
- 2) 公共事業のマネジメントに関わる業務を対象に「その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価」（品確法第二十四条）できる具体的な仕組みの整備

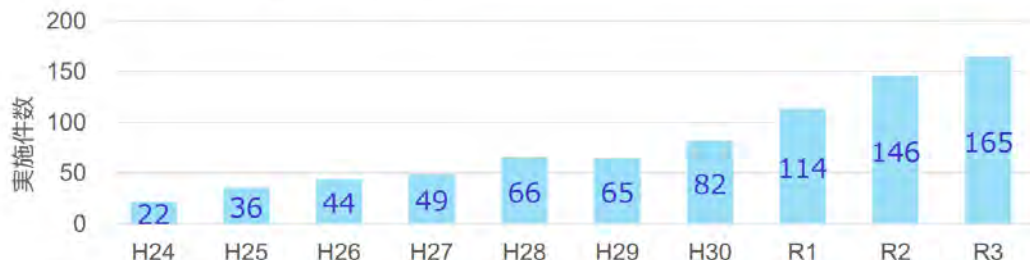


出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」より集計

図-1 地方公共団体における土木部門の職員数の推移

# 事業促進PPPの実施状況

○事業促進PPP等は平常時の大規模事業等にも導入されており、年々増加傾向  
 ○H24→R3で実施件数は7.5倍に増加



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
北海道	1	2	3	3	3	6	7	4	18	10
東北	10	11	13	14	16	17	12	8	9	22
関東	0	4	6	7	7	5	12	21	25	32
北陸	0	0	0	0	0	0	0	7	3	4
中部	6	10	8	10	9	9	9	16	30	28
近畿	2	5	7	7	11	14	17	18	21	26
中国	0	1	3	3	3	1	4	6	8	9
四国	0	1	1	2	5	6	8	13	20	18
九州	0	0	1	1	10	5	10	17	11	14
沖縄	3	2	2	2	2	2	3	4	1	2
全国	22	36	44	49	66	65	82	114	146	165

※事業促進PPPと事業促進PPPと同様の特徴を有するOM・PMを集計(港湾空港関係を除く)  
 ※各年度の稼働件数を集計  
 ※R3は、令和3年12月末時点の件数(速報値)

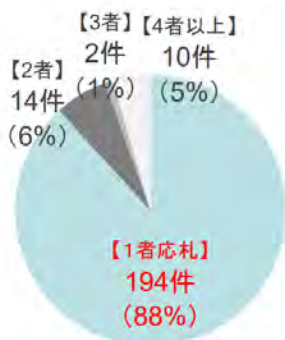
4

# 事業促進PPPの運用改善に向けた課題の抽出

○令和2年度までの応札者数を見ると、約9割が1者応札となっており、発注件数が年々増加しているなか持続性を持たせるため、さらなる「受注インセンティブの向上」対策が課題。

○東北復興・復興支援道路事業における事業促進PPPに関わった発注者や、各地方整備局等において事業促進PPP業務等に関わる発注者・受注者へのヒアリングを実施したところ、マネジメント業務に必要な能力を持つ担い手をどのように確保・育成していくかが課題。

H24～R2年度  
の応札者数



## 復興事業に関わった発注者の意見(抜粋) ※東北地整職員・OB対象

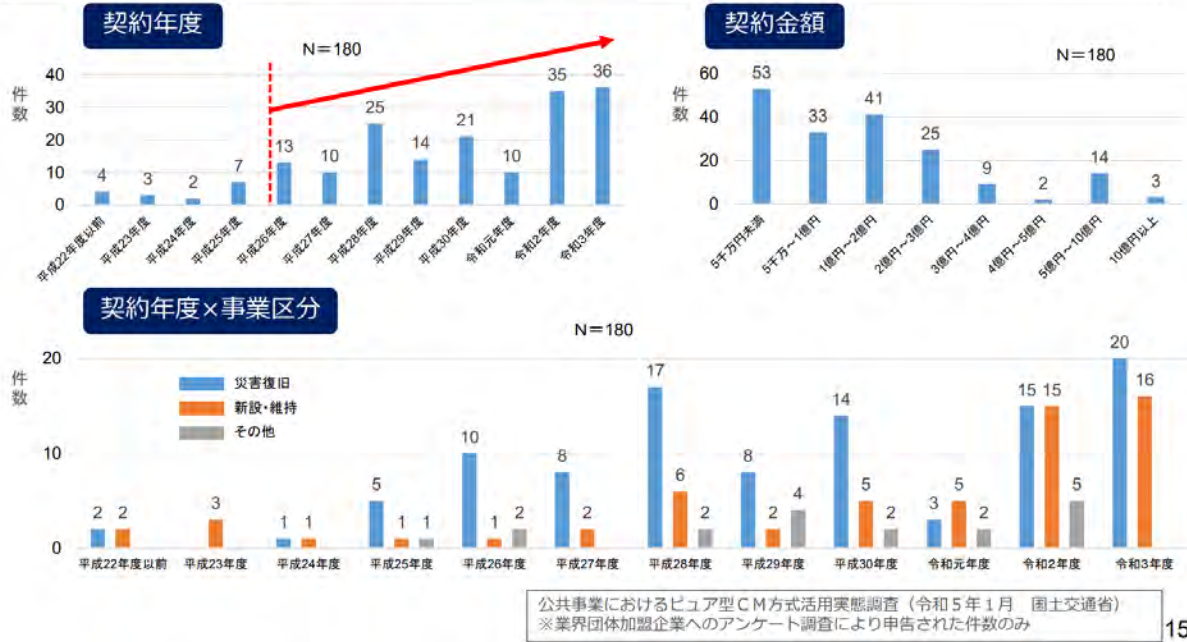
- ・受注者は**コミュニケーション能力、責任感、問題解決能力**が必要。
- ・事業促進PPPには、全体事業計画に関する基本方針案及び事業計画を検討し、事業進捗管理を求めたい。予算管理にも大きく影響する部分であり、ある程度**技術的に高度な判断を経験した行政職経験者を管理技術者に据えることも一考**ではないか。
- ・事業促進PPPには、各専門分野のエキスパートとして、事業管理、施工管理において、受注工事業者等との調整で、交渉や技術的指導を求めたい。
- ・**最終的な責任は官側にあるとの認識が必要。**
- ・発注者側が全体の事業管理をする必要。事業促進PPPがうまく行くかどうかは**受注者の能力および発注者側の意識、能力も重要。**
- ・事業促進PPPの継続的実施のためには、業務実施を通じて**若手技術者を含む次世代の育成を可能とするような実施体制の確保が必要**ではないか。
- ・共同企業体では、経験豊富な**総合コンサルタントが代表(管理技術者)**とすることで、**事業進捗や設計、工事、対外交渉など広い視野**で見ることができる。

6

【出典】国土交通省,発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会,業務・マネジメント部会(令和3年度第1回),令和4年2月14日

図-2 事業促進 PPP の実施状況と課題

- 平成26年度(品確法改正)以降、CM方式の導入実績は大きく増加
- 以前は災害復旧事業での活用が多かったが、近年は新設・維持事業での活用も増加
- 災害発生時に多く活用される傾向がある(自治体のマンパワー不足補完)



【出典】国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室, 公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査, 令和5年1月

図-3 CM業務(土木)の活用状況



表-1 事業促進 PPP 業務【平常時】に必要な能力  
(項目別の重要度：各項目 2 点満点)

事業促進PPPのガイドラインでの 特記仕様書例に示される業務項目		事業促進PPP【平常時】に必要なマネジメント能力(重要度:各項目2点満点)					
		コミュニケーション力	発注者による最終的な意思決定を支援、 または一部代理できる能力 情報収集→分析→最適案等を判断→交渉・折衝→全体を調整				
			情報 収集力	分析力	判断力	交渉力 ・折衝力	調整力 (進捗等管理力、統 率力)
①全体事業計画の把握・改善		1.86	1.14	1.23	1.45	0.86	1.32
②測量や設計業 務等に対する調 整・指導	設計方針等の調整	1.27	0.86	1.00	1.36	0.45	1.14
	工程の把握及び調整	1.18	0.86	1.09	1.09	0.50	1.18
	業務等への指示・指導	1.27	0.77	0.86	1.23	0.59	1.18
	成果内容の確認	1.18	0.73	0.95	1.14	0.45	0.82
	検査資料確認	0.68	0.32	0.45	0.82	0.23	0.64
③地元及び関係 機関との調整・協 議等	業務等の立ち入りに関する地元説明	1.41	0.86	0.77	0.86	1.36	1.18
	業務に関する地元との調整・協議	1.45	0.95	0.91	1.05	1.41	1.27
	関係行政機関等との調整・協議	1.59	1.09	1.14	1.18	1.50	1.36
	協議資料作成	1.20	0.80	0.90	1.05	0.75	0.80
④事業管理等	全体事業計画の進捗状況管理	1.64	1.27	1.41	1.14	0.86	1.68
	事業期間の短縮に関する検討	1.32	1.05	1.32	1.32	0.64	1.23
	事業のコスト縮減に関する検討	1.27	1.09	1.27	1.36	0.64	1.09
	用地取得計画の検討及び用地進捗管理	1.40	1.10	1.10	0.90	0.75	1.20
	工事計画の検討	1.36	1.09	1.32	1.41	0.77	1.36
	事業に関する情報公開、広報の企画及び実施	1.05	0.64	0.77	0.68	0.41	0.82
⑤施工管理等	施工方針等の調整	0.89	0.58	0.68	1.00	0.37	0.84
	工程の把握及び調整	1.05	0.68	0.89	0.84	0.32	1.00
	関係行政機関等との調整・協議	1.32	0.84	0.89	0.95	1.05	1.11
	協議資料作成	0.94	0.53	0.59	0.71	0.47	0.53
	工事の指導・助言	0.79	0.47	0.58	0.74	0.37	0.74
	工事の指示・協議等	0.58	0.26	0.37	0.53	0.16	0.53
	施工状況の確認	0.63	0.47	0.53	0.68	0.21	0.53
	土木工事施工管理基準の確認	0.42	0.42	0.37	0.53	0.16	0.37
	検査資料の確認	0.37	0.21	0.26	0.42	0.11	0.42

※事業促進 PPP 業務に求められる能力に関するアンケート結果（令和 3 年 10 月）より

- ◇ アンケート実施：国土交通省技術調査課→地方整備局
- ◇ アンケート方法の提案及び結果の分析：建設コンサルタンツ協会
- ◇ 対象業務数：22 業務

表-2 事業促進 PPP 業務【災害復旧等】に必要な能力  
(項目別の重要度：各項目 2 点満点)

事業促進PPPのガイドラインでの 特記仕様書例に示される業務項目		事業促進PPP【災害復旧等】に必要なマネジメント能力(重要度:各項目2点満点)					
		コミュニケーション力	発注者による最終的な意思決定を支援、 または一部代理できる能力 情報収集→分析→最適案等を判断→交渉・折衝→全体を調整				
			情報 収集力	分析力	判断力	交渉力 ・折衝力	調整力 (進捗等管理能力、統 率力)
①全体事業計画の把握・改善		1.71	1.14	1.71	1.57	1.00	1.43
②測量や設計業 務等に対する調 整・指導	設計方針等の調整	1.43	1.14	1.43	1.29	1.00	1.29
	工程の把握及び調整	1.43	1.00	1.14	1.57	1.00	1.43
	業務等への指示・指導	1.43	0.86	0.86	1.29	0.86	1.14
	成果内容の確認	1.00	0.57	1.14	0.86	0.29	0.71
	検査資料確認	0.43	0.43	1.14	0.57	0.29	0.29
③地元及び関係 機関との調整・協 議等	業務等の立ち入りに関する地元説明	1.14	1.14	0.86	1.00	1.57	1.14
	業務に関する地元との調整・協議	1.29	1.29	1.00	1.14	1.86	1.29
	関係行政機関等との調整・協議	1.29	1.29	1.00	1.43	1.43	0.86
	協議資料作成	1.00	0.86	1.29	0.86	0.57	0.43
④事業管理等	全体事業計画の進捗状況管理	1.57	1.43	1.71	1.29	0.86	1.57
	事業期間の短縮に関する検討	1.57	1.43	1.43	1.43	1.14	1.14
	事業のコスト縮減に関する検討	1.14	1.43	1.14	1.00	0.71	0.71
	用地取得計画の検討及び用地進捗管理	1.57	0.86	0.57	0.57	0.86	1.14
	工事計画の検討	1.43	1.29	1.14	1.43	0.57	1.00
	事業に関する情報公開、広報の企画及び実施	1.00	0.86	0.71	0.43	0.14	0.14
⑤施工管理等	施工方針等の調整	1.14	0.71	0.86	1.43	0.43	1.00
	工程の把握及び調整	1.57	1.29	0.86	1.14	0.71	1.29
	関係行政機関等との調整・協議	1.14	1.43	1.14	1.14	1.14	1.29
	協議資料作成	1.14	0.57	0.71	0.57	0.29	0.57
	工事の指導・助言	1.00	0.57	0.86	1.29	0.57	0.86
	工事の指示・協議等	1.14	0.43	0.71	0.71	0.43	0.86
	施工状況の確認	0.57	0.43	0.86	1.14	0.29	0.43
	土木工事施工管理基準の確認	0.57	1.00	0.71	0.57	0.29	0.29
検査資料の確認	0.14	0.14	0.86	0.14	0.14	0.14	

※事業促進 PPP 業務に求められる能力に関するアンケート結果（令和 3 年 10 月）より

- ◇ アンケート実施：国土交通省技術調査課→地方整備局
- ◇ アンケート方法の提案及び結果の分析：建設コンサルタンツ協会
- ◇ 対象業務数：7 業務

(別紙-1)

**【公共工事の品質確保の促進に関する法律】**

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等)

**第二十一条** 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第二十四条** 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。